

BITGO SERVICES AGREEMENT についての追加覚書

この BITGO SERVICES AGREEMENT についての追加覚書（「本追加覚書」）は、カリフォルニアの会社である [BitGo, Inc.]（「BitGo」）の【Customer】（「顧客」、「あなた」又は「あなたの」）で、本契約（以下に定義される。）との関連で日本法の適用を受ける者との間において締結された本契約に適用される。

RECITALS

A. Bitgo と顧客は、Bitgo が提供するあるサービス（「本サービス」）につき、Bitgo と顧客の権利義務を定めた Bitgo Services Agreement（「本契約」）を本覚書締結日において締結している。

B 本契約第 15.3 項に従い、当事者は、本覚書の各条項に従い、一定の条項を本契約に追加したいと考えている。

合意

当事者は、以下のとおり合意する。

1. 定義された用語 ここで用いられている全ての大文字の用語（序文及び説明文を含む。）は、別途定義されていない限り、本契約において定義された意味を有するものとする。

2. Amendment of the Services Agreement.

(a) 本契約の第 3.1 項(Reporting) は、下記のとおり追加されます。

「3.10 Reporting: あなたからの合理的な事前通知を受けた場合、BitGo は、BitGo のビジネスを害さない合理的な方法による限りにおいて、あなたが適用法令の遵守及び/又は BitGo の義務の遵守につき確認するために合理的に必要な範囲でかつ入手可能な情報から報告をし、又は記録を提出します。」

(b) 本契約の第 3.11 項(Material Issues)は、下記のとおり追加されます。

「3.11 Material Issues: BitGo は、サービスの提供に影響を与えることが合理的に予測される重要な問題（第三者からのクレーム、テクニカルな問題、情報やデータの消失を含むが、これらに限られない。）が発生したことを知った場合、速やかにあなたに通知します。BitGo 及びあなたは、誠実にこれらの問題につき対応します。」

[ADDENDUM TO BITGO SERVICES AGREEMENT]

- (c) 本契約の第 3.12 項(Compliance with laws)は、下記のとおり追加されます。

「3.12 Compliance of laws: BitGo は、善良な管理者の注意をもってサービスを行います。BitGo は、あなたが、仮想通貨交換業者として資金決済法及びその他の日本法（以下「日本法」）を遵守する義務を負っていることを承知しており、あなたの合理的な指示に従い日本法（BitGo に適用される範囲において）に従った形でサービスを提供します。依頼があった場合、あなたは、BitGo に対し、BitGo がサービスを提供するにあたり遵守すべき日本法及びガイドラインにつき説明することとします。さらに、BitGo とあなたは、日本法が変更される可能性があることを承知しており、仮想通貨交換業者に適用される新法又は既存の法の変更により対応が必要な場合には、本契約の変更又はサービスの変更につき誠実に協議することとします。

- (d) 以下の文が、本契約第 9.1 項の第 1 文の後に追加されます。

「各当事者は、(i)当該当事者及びその役員が反社会的勢力にあたらないうこと、及び(ii)自ら又は第三者を利用して反社会的行為を行っていないことを表明及び保証します。反社会的行為とは、(a)暴力的な要求行為、(b)法的な責任を超えた不当な要求行為、(c)取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為、(d)風説を流布し、偽計を用い又は威力を用いて、相手方の信用を毀損し、又は業務を妨害する行為、(e)その他上記(a)乃至(d)に準ずる行為をいいます。」

- (e) 本契約の第 15.3 項(Amendments)の第 1 段落の最後に、下記の文が追加されます。

「本契約において規定されているいかなる規定にもかかわらず、BitGo は、あなたの事前の書面による承諾なくして、サービス又は Documentation の内容につきあなたに重大な影響を与える変更又は再発行を行わないものとします。」

- (f) 本契約第 15.5 項 (Assignment) は、第 1 文の後に下記の文が追加されます。

「BitGo の関連会社又は下請業者への権利又は義務の譲渡があった場合、BitGo は、かかる関連会社又は下請業者に対し本契約上の BitGo の義務に従うことに書面により同意していただきます。」

[ADDENDUM TO BITGO SERVICES AGREEMENT]

3. 言語 本追加覚書においては当事者の便宜のため日本語にも訳されていますが、英語のバージョンがいかなる意味においても最終的なものであり、当事者を拘束するバージョンとする。

4. 変更の効果：

- (a) 本追加覚書の文言は、本契約の一部となり、本追加覚書締結日より、本契約は変更されたものとみなされる。本追加覚書の条項が、本契約の条項と不一致がある場合には、本追加覚書の内容が優先する。
- (b) 本追加覚書において明示的に変更された場合除き、本契約の全ての内容、誓約そして条件は効力を有する。

5. 準拠法：本追加覚書は、抵触法の原則にかかわらず、[カリフォルニア州の法律]に準拠する。